

大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答 申 第 1 0 1 号)

令和7年7月25日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）について、実施機関は、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定を取り消し、当該公文書が存在していないことを踏まえ、改めて非公開決定をすべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和6年4月17日、審査請求人は、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して「新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者応援給付金（以下「給付金」という。）に〇〇（以下「本件事業者」という。）が申請した書類の一切」の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年4月25日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）について、本件公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号アにより非公開とすべき情報を公開することになるため、本件公文書の存否について答えることができないとし、条例第10条の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

令和6年5月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 情報公開の基本は原則公開であるところ、非公開とすることは必要最小限にとどめるべきであり、存否応答拒否についても同様である。また、本件処分における存否応答拒否には正当な理由が見当たらない。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を目的として国から大津市に対して交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金28億円のうち、約半分の14億円を給付金に使用している。給付した事業者を明らかにするとともに、給付に係る説明責任を果たすことが行政の責務であり、存否応答拒否の濫用は市民の知る権利をないがしろにする行為である。
- 3 令和6年5月23日付けの弁明書第3項に記載されている処分理由に対する反論として、次の3点がある。

- (1) 給付金の申請をしたかどうかを明らかにすることにより本件事業者の事業活動が損なわれることになるという大津市の説明については、日本全国全ての業種の事業者の収入が減少していたことを踏まえると説得力がなく、また、本件公開請求に係る公文書を公開したとしても、事業者の内部管理に属する情報が明らかになるとはいえない。
- (2) 本件事業者は、一般財団法人であり、行政から優遇を受けている団体として説明責任が求められる。
- (3) 弁明書において、存否応答拒否がどのような場合に適用することができるのかについては十分に説明されておらず、明確な規定を示さずに存否応答拒否を濫用することは情報公開制度の根幹を揺るがす由々しき事態である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、おおむね次のとおりである。

- 1 給付金（大津市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者応援給付金給付要綱（以下「要綱」という。）により小規模事業者に対して給付されているものをいう。）の目的は新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により相当な収入の減少のあった小規模事業者に対し給付金を給付することにより、その事業の継続を支援することであり、また、給付対象者となる小規模事業者に係る要件のひとつとして当該小規模事業者の収入が一定以上減少していること（以下「本件給付要件」という。）を求めている。事業者の収入が一定以上減少しているという情報は、当該事業者の経理等の内部情報に属する情報であり、公にすることにより事業活動が損なわれると認められるものである（条例第7条第2号ア該当）。
- 2 本件公文書の存否を応答することにより、給付金の申請を行った小規模事業者の収入が一定以上減少していることその他の当該小規模事業者に係る経営状況が容易に推認されることになり、条例第7条第2号アに定める非公開情報が公開されることとなるため、存否応答拒否を行った（条例第10条該当）。
- 3 令和2年度の市議会通常会議において、給付金に係る支出を行った総件数、交付を行った事業者の業種等の統計情報については報告しているところ、小規模事業者の名称については一切報告していない。他市町の団体においても、事業者の名称を公表している団体があるとは聞いたことがない。なお、給付金の給付対象は1万件であるところ、このうち申請を行ったのは5千件であり、全ての事業者において本件給付要件を満たすほどの収入の一定の減少があったとは認識していない。
- 4 事業者において収入が一定以上減少しているという情報は、銀行からの借入れにも関わる信用問題等でもあり、競合他社のことも考慮すると、公開することは申請者に不利益があると考えている。一方で、存否応答拒否を行うことにより、給付金の申請をしていない小規模事業者に対する不利益はないと考えている。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公開請求について
実施機関は、本件公開請求について、本件公文書に記載されている情報が条例第7条第2号

アの非公開情報に該当するとした上で、本件公文書が存在しているかどうかを答えるだけで当該非公開情報を公開することになるとして、条例第10条の規定により本件公文書の存否を明らかにせず本件処分を行った。

審査請求人は、これを不服として審査請求をしていることから、以下において、本件処分の適否について判断する。

2 本件公文書について

本件公文書は、本件事業者が大津市に対して提出した給付金に係る申請書及び添付書類である。当該申請書において、申請者の名称、所在地等といった申請者の特定に関する事項に加えて、申請者の対象期間における事業収入の金額、前年同月の事業収入の金額等を記載することとなっている。また、申請書において令和元年度及び令和2年度の事業収入を記載する欄があり、その証明に係る添付書類として、事業収入明細書に記載した事業収入の額を疎明する資料、直近の決算書（個人の場合にあつては、確定申告書）の写し等の提出を求めている。

給付金に係る申請書が実施機関において公文書として存在する場合には、当該申請者においては本件給付要件を満たしていると考えていたこと及び実際に当該申請者が本件給付要件を満たす可能性があったことが推認されることとなる（以下「本件推認情報」という。）。なお、仮に申請書の存否のみを明らかにしたとしても、申請書及び添付書類の具体的な記載内容を公開することにはならない。

3 条例第7条第2号ア該当性について

(1) 条例第7条第2号アの解釈について

条例第7条本文において非公開情報を除いて公文書を公開しなければならない旨を規定しているところ、同条第2号本文は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの」と規定し、同号アでは次に掲げるものとして「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。ここでいう「おそれ」については、抽象的な可能性ではなく、具体的な蓋然性が要求されると解するのが相当である。

また、当該規定を適用するに当たり、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性等を踏まえ、総合的に考慮して判断する必要がある。とりわけ、人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報については、公開することにより、事業活動が損なわれると認められるため、条例第7条第2号アの規定により、非公開情報に該当すると解される。

(2) 申請書の記載内容が非公開情報に該当するかについて

一般に、会社について、貸借対照表及び損益計算書の決算公告を行うことが義務付けられている場合を除き、損益計算書の決算公告は予定されていない（会社法（平成17年法律第86号）第440条第1項。なお、大会社に限り、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならないこととされている。）。そうすると、事業者における事業収入の具体的な金額、決算書等の事業収入の額を証明する資料の記載内容については、一般的には営業秘密とされるべき情報ということが出来る。また、決算書のうち損益計算書については、その内容が公開されるこ

とにより、競合他社に事業収入の内容を知られることとなり、当該法人等の事業活動が損なわれると考えられることから、当審査会は、法人等の競争上の地位を害するおそれがあると判断した。

よって、申請書及び添付資料のうち上記に係る部分については、条例第7条第2号アの非公開情報に該当する。

(3) 本件推認情報について

事業者における事業収入の具体的な金額、決算書等の事業収入の額を証明する資料の記載内容については非公開情報に該当すると判断する一方で、本件推認情報については前年度又は対象期間との比較において、一定以上の収入の減少があったという抽象的な事情ということが出来る。また、一定割合以上の減収があった時期から本件公開請求がなされた時点までは、少なくとも概ね4年以上が経過している。

これらを踏まえると、申請者において少なくとも本件公開請求がなされた時点から概ね4年以上前に本件給付要件を満たすと考えていたことが公開されたとしても、申請者の競争上の不利益が生じる具体的な蓋然性までは認めることはできず、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになる可能性は極めて低いと思料するものである。

よって、申請者に係る本件推認情報は、条例第7条第2号アの非公開情報に該当しない。

4 条例第10条該当性について

条例第10条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存在を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」ことを規定している。公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開した場合と同様に、法人等又は個人の権利利益を侵害することがある。そこで、条例第10条は、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる場合を例外的に規定している。

存否応答拒否を行う場合においては、対象となる公文書の存否を応えることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを具体的に示すことが必要である。なお、存否応答拒否を行わない場合であって当該対象となる公文書が存在するときは公開又は非公開を決定し、存在しない場合は不存在的決定をすることになる。

本件公文書について、本件公文書の存否を明らかにすることにより公開されることになる情報は、本件事業者に係る本件推認情報である。そして、上記の検討のとおり、本件推認情報は、非公開情報に該当しない。

よって、非公開情報に該当しないものについて、存否応答拒否を行うことはできないことを踏まえると、本件事業者に係る本件推認情報は条例第7条第2号アの非公開情報に該当せず、本件公文書が存在するかどうかを回答するだけで非公開情報を公開することになるということとはできないため、本件公文書に係る存否応答拒否については、条例第10条の要件を満たすことはない。したがって、存否応答拒否は妥当ではない。

5 給付金の申請を行うことができるものについて

ところで、給付金の給付対象者は、要綱第2条第2号において定義されている小規模事業者で

あり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者の要件に該当する事業者である。なお、同法において、中小企業者の範囲を定義しているところ、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人等は同法上の「会社」に該当しないと解されていることから、これらは同法第2条に規定する中小企業者に該当しないものと解され、また、同条第5項の小規模企業者にも該当しないと解される。

本件事業者が一般財団法人であることを踏まえると、本件事業者が給付金の申請を行ったとしても、給付対象者に係る要件を満たさないことから、給付金の給付を受けることはできない。

なお、実施機関に対して本件公文書に係る事情聴取を行ったところ、そもそも本件事業者は給付金の申請を行っておらず、そのため本件公文書が存在しないことを、当審査会は確認した。

6 結論

当審査会は、以上のとおり、給付金に係る申請書及び添付文書に記載された情報のうち申請者における事業収入の具体的な金額、決算書等の事業収入の額を証明する資料の記載内容については条例第7条第2号アの非公開情報となる一方で、本件推認情報については同号アの非公開情報には該当しないと判断した。よって、本件推認情報については公開することができることから、実施機関は本件公文書について、存否応答拒否を行うことはできないと判断した。

仮に本件公文書が存在する場合には、実施機関において本件公文書の存否を明らかにした上で、改めて非公開情報を特定するべき旨を記載した答申を行うことが考えられるところ、本件事業者はそもそも給付金の申請書を提出しておらず、本件公文書は実施機関に存在していないことから、当審査会は、実施機関において改めて本件公文書が存在しないことを前提に非公開決定をすべきであると判断するものである。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 5月23日	諮問書の受理
令和6年12月26日	審議
令和7年 1月28日	審議 審査請求人の意見陳述 実施機関からの事情聴取
令和7年 2月26日	審議
令和7年 3月21日	審議
令和7年 5月12日	審議
令和7年 6月17日	審議
令和7年 7月25日	答申